

景観配慮チェックシート(R2.7.1～)

■景観計画区域(景観形成重点区域を除く市全域)

※全般と届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

項目		景観形成基準	配慮する内容
全般		<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な建築などの行為は、地域の歴史、風土、個性を大切に、周辺の景観と調和した魅力ある景観の形成を進めます。 ○ 行為にあたっては、長浜市景観まちづくり計画に沿って、良好な景観の形成を進めます。 	
建築物	形態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮します。 ○ 自然景観やまちなみ景観、建築デザインなど周辺の環境との調和に配慮します。 ○ 統一感のあるまちなみ形成に配慮した形態とします。 	
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電設備または太陽熱を利用する設備(以下「太陽光発電設備等」という。)を除き、敷地内や建築物に付属する設備、機器については、次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫します。 ・道路、公園など公共の場所(以下「公共空間」という。)から見えにくい位置に設けるか、見えにくくします。 ・屋上設備はルーバーの設置や覆いをするなど遮へいに努めます。 ○ 太陽光発電設備等を設置する場合は、当該建築物および周辺景観との調和に考慮します。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然景観やまちなみ景観、建築デザインなど周辺の環境との調和に配慮します。 ○ 基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとします。 ○ 外壁(太陽光発電設備等を除く。)の色彩は、日本産業規格Z8721(色の三属性による表示方法)により <ul style="list-style-type: none"> ・彩度10以上の色彩は使用しないこととします。 ・無彩色(N)は、明度1～9.5の範囲とします。 <p>ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の10分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は、除きます。</p>	
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の景観を特長づける素材や材料の使用に努めます。 	
	緑化(植栽)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内の緑化に努めます。 ○ 敷地の周囲には、気候や風土に適した植栽に努めます。 ○ 敷地内に生育する樹木などは、できるだけ残します。やむを得ず伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめます。ただし、樹姿または樹勢が優れた樹木は、移植の適否を判断し、周辺への移植に努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めます。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。 		

景観配慮チェックシート (R2.7.1～)

■景観計画区域(景観形成重点区域を除く市全域)

※全般と届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

項 目		景観形成基準	配慮する内容
工作物	形態 意匠 素材	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物に関する基準に準じるものとします。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類および用途に応じて形態などを工夫し、周囲の景観との調和を図ります。 ○ 垣、さく、へいなどは地域の景観に配慮し、高さや意匠を工夫します。 ○ 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮します。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外観の色彩の制限は、景観形成の方針に沿って周辺の景観との調和に配慮することを基本とし、高明度・高彩度のもとは使用しないこととします。 ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または工作物の見付面積の10分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は、除きます。 ○ 太陽光発電設備等を設置する場合は、周辺景観と調和した色彩とします。 	
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平面型の太陽光発電設備等を設置する場合で周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じます。 ○ 平面型の太陽光発電設備等の最上部は、目隠し措置の高さより低くするよう努めます。 	
屋外における 物品の集積・ 貯蔵	位置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、公共空間や主要な視点場から見えにくい位置となるよう配慮します。 ○ やむを得ない場合は、敷地の周囲を緑化した塀の設置などにより遮へいし、周辺の環境との調和に配慮します。 	
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高さを可能な限り抑えるとともに、適切かつ整然とした集積または貯蔵に努めます。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ア 長大な法面、擁壁などが生じないように配慮します。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫します。 <ul style="list-style-type: none"> ・勾配はできる限り緩やかなものとします。 ・周辺の景観と調和した形態および材料とするように配慮します。 ・できる限り自然植生と調和した緑化などにより修景します。 イ 跡地利用計画を考慮した行為の実施を心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施します。 ウ 前記イの場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないように、法面、擁壁などを含めて、自然植生と調和した緑化などにより速やかに修景を行います。 	
木竹の伐採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伐採する土地が広範囲にならないよう必要最低限度の伐採とし、周辺景観との調和に配慮します。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伐採後は、その周辺環境を良好に維持できるよう、可能な限り植樹を行うなど、自然植生と調和した緑化に配慮します。 	

景観配慮チェックシート (R2.7.1～)

■ 景観計画区域 (景観形成重点区域を除く市全域)

※全般と届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

項 目		景観形成基準	配慮する内容
<p style="text-align: center;">鉱物の掘採・ 土石等の採取</p>		<p>ア 長大な法面、擁壁などが生じないように配慮します。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配はできる限り緩やかなものとします。 ・周辺の景観と調和した形態および材料とるように配慮します。 ・できる限り自然植生と調和した緑化などにより修景します。 <p>イ 跡地利用計画を考慮した行為の実施を心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施します。</p> <p>ウ 前記イの場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないように、法面、擁壁などを含めて、自然植生と調和した緑化などにより速やかに修景を行います。</p>	
<p style="text-align: center;">土地の区画 形質の変更</p>	<p style="text-align: center;">変更後 の形状</p>	<p>ア 長大な法面、擁壁などが生じないように配慮します。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配はできる限り緩やかなものとします。 ・周辺の景観と調和した形態および材料とるように配慮します。 ・できる限り自然植生と調和した緑化などにより修景します。 <p>イ 跡地利用計画を考慮した行為の実施を心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施します。</p> <p>ウ 前記イの場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないように、法面、擁壁などを含めて、自然植生と調和した緑化などにより速やかに修景を行います。</p>	
	<p style="text-align: center;">その他</p>	<p>○ 行為終了後、土地の不整形な分割または細分化は避けます。</p>	